

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	1	第1	1	(6)	ア		事業用地	別紙2に示される事業用地周辺図において、「東処理施設の敷地境界線」をご明示ください。	敷地境界線は、別紙1の一般平面図に一点鎖線で示しています。
2	2	第1	1	(6)	イ		現地条件	騒音について単位の記載は特にありませんが、A特性でよろしいでしょうか。	騒音計の周波数補正回路はA特性を用いてください。
3	2	第1	1	(7)			事業期間	要求水準書p.2より、本事業の維持管理開始時期は令和9年4月1日となります。一方、要求水準書 p.4には、「森ヶ崎水処理センター常用発電事業は令和6年3月に事業終了」と記載があります。 令和6年3月に現発電事業が終了した後、令和9年4月に本事業の発電が開始されるまでの期間、局にて消化ガスはどのように処理される予定でしょうか。	本事業の維持管理・運営開始まで、局にて既存の消化ガス発電設備を運用することで、消化ガスを使用します。
4	4	第1	1	(10)	イ		本事業に係る既存設備の概要	要求水準書p.2より、本事業の維持管理の開始時期は令和9年4月1日と理解しました。一方、要求水準書 p.4 には、「森ヶ崎水処理センター常用発電事業は令和6年3月に事業終了」と記載があります。 令和6年3月に現発電事業が終了した後のこれら設備の運用予定についてご教示ください。	現PFI事業終了後の既存設備の運用予定については、以下のとおりです。 ①現PFI事業終了後から本事業の維持管理・運営開始まで ・常用ガスエンジン発電設備(1台)、非常用兼用常用予備ガスタービン発電設備(1台)、非常用ガスタービン発電設備(2台)は局にて運用。なお、非常用兼用常用予備ガスタービン発電設備(1台)は灯油のみを燃料とし、非常用として運用 ・電力貯蔵設備(NaS電池・4基)は局にて運用停止後再構築 ②本事業の維持管理・運営開始後 ・常用ガスエンジン発電設備(1台)は運用停止 ・非常用兼用常用予備ガスタービン発電設備(1台)は灯油のみを燃料とし、局にて非常用として運用 ・非常用ガスタービン発電設備(2台)は局にて運用
5	4	第1	1	(10)	イ		本事業に係る既存設備の概要	「既存設備の概要」の主要設備として、ガス利用設備(ガスホルター、及びガス圧縮設備等)の仕様もご教示ください。	既存の消化ガス供給設備の仕様を記載したフローは補足資料において提示しています。なお、消化ガス供給設備は再構築を行うため、再構築後の仕様を記載したフローを改めて補足資料として提供します。
6	6	第1	2	(1)	ア	(ア)	設計・建設に関する業務	関係機関との協議により工程遅延が発生した場合、工期延長を認めて頂けますでしょうか。	局との協議によります。
7	6	第1	2	(1)	ア	(ア)	設計・建設に関する業務	「東日本旅客鉄道株式会社及び東京モノレール株式会社との協議」とありますが、協議のために必要な資料(既存防護壁の構造、仕様、協議記録、施工方法等)をご提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	既存防護壁の詳細な仕様が分かる資料はありません。既存防護壁の上端の深度等については、水処理施設のしゅん工図を改めて補足資料として提供します。 また、局と東日本旅客鉄道株式会社との事前相談の結果、防護壁は連壁(杭ではなく連続していること)でないため、近接程度Ⅱとして変位、変形量を推定、許容変位量と比較して設計・施工を行う必要があります。
8	6	第1	2	(1)	ア	(ア)	設計・建設に関する業務	関係機関と協議を行う場合、その協議にご同行頂くことは可能でしょうか。	協議の内容により、必要がある場合には同行します。
9	8	第1	2	(2)			関係法令及び基準・仕様等	「基準・関係仕様書等の最新版を順守又は準拠する。」とありますが、提案書作成時における最新版は公告日時点のものと解釈してよろしいでしょうか。 事業期間中の仕様(基準・関係仕様書)の変更は、事業契約に基づき整理される理解です。	ご理解のとおりです。
10	9	第1	2	(2)	イ		基準・仕様等	要求水準書p.9「第1総則、2基本条件(2)関係法令及び基準・仕様等、イ 基準・仕様書等」にて、日本下水道事業団発行の各種仕様書、及び東京都下水道局の土木工事標準書、建築工事標準仕様書(水再生センター・ポンプ所用)、設備工事標準仕様書の記載はありません。 これら記載なき仕様に関しては、原則、事業者の判断により不要と考えられる場合において、遵守、準拠が不要である理解です。	ご理解のとおりです。
11	10	第1	2	(2)	イ	(ウ)	機械電気設備工事関係	消化ガス発電機を構成する機器のうち海外製品はメーカー標準として、営繕部仕様から適用外とさせて頂けないでしょうか。(国内に代替品がない機器となります。)	海外製品の採用にあたっては、維持管理・運営期間内の要求水準を達成できる信頼性を有するものとしてください。また、維持管理・運営期間が終了するまで、故障時の対応や部品供給など、遅滞なく対応できるサポート体制を構築してください。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
12	10	第1	2	(2)	イ	(ウ)	機械電気設備工事関係	使用予定の海外製品の材料は一部特殊材につき、JISの適応が出来ません。これらについては、JIS適用の代わりにISO、ANSI/ASMEの規格を適用してよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間内の要求水準の達成を事業者が保証できるのであれば、ANSI/ASME規格の適用で構いません。
13	10	第1	2	(2)	イ	(ウ)	機械電気設備工事関係	日本電機工業会標準規格(JEM)について、海外製発電機を予定しているため、等価逆相電流耐力15%の基準に達しません。なお、発電機の国際規格IEC-60034には準拠していますので、こちらの仕様で可と頂けますでしょうか。	維持管理・運営期間内の要求水準の達成を事業者が保証できるのであれば、国際電気標準会議(IEC)規格の適用で構いません。
14	10	第1	2	(2)	イ	(ウ)	機械電気設備工事関係	弊社実績より、防爆適用の範囲は燃料系統のみとし、パッケージ室内のメーカー標準の製品は防爆仕様から除外とさせていただきます。エンジンパッケージ(エンクロージャとエンジンを一体)は、メタンガス検知器等設置により漏洩時停止措置を行います。	防爆適用の範囲は法令を遵守した上で、維持管理・運営期間内の要求水準の達成を事業者が保証できるのであれば、メーカーの標準仕様で構いません。
15	11	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	「消化ガス供給量が本事業条件の供給範囲を超える場合は、必要に応じて局が消化ガスを燃焼させる」とありますが、これは事業者からの要望があれば燃焼に応じ、それに伴う事業者の費用負担は発生しない、という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	11,12	第1	3	(1)	ア、イ		消化ガス供給量及び供給圧力 消化ガス性状	1日当たりの消化ガス熱量(MJ/日)は、最大15%程度変動します。過去実績より、変動が5%を超える際には、エンジン調整が必要となり発電を停止する場合があります。電力の安定供給については提案する年間供給電力量を満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	最低供給電力量等、局への電力供給の要件を満足してください。
17	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	供給される消化ガス中に(ガス圧縮機由来等の)潤滑油が混入することは、ございますか。	消化ガス供給設備は別途工事にて再構築します。ガス圧縮機(ガスコンプレッサ)から消化ガスに潤滑油が入らない対策を施します。
18	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	供給上流側のガス圧縮機(ブースター)の仕様をご教示ください。	既存の消化ガス供給設備の仕様を記載したフローは補足資料において提示しています。なお、消化ガス供給設備は再構築を行うため、再構築後の仕様を記載したフローを改めて補足資料として提供します。
19	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	供給上流側機器での潤滑油を消費量をご教示ください。	ガス圧縮機(ガスコンプレッサ)等の潤滑油の消費量のデータはありません。
20	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	局より事業者へ供給いただく、消化ガス(もしくは消化槽)の温度データ(平均値、過去5年実績など)をご教示ください。	消化槽の温度データ実績値は補足資料において提示しています。
21	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	消化ガスはガスタンクから供給されると想定していますが、水分はどの程度含まれていますか。除湿された状態でしょうか。 現PFI事業において、常用ガスエンジン発電設備に供給されている消化ガスは除湿されている状態でしょうか。それとも、PFI事業者側にて除湿設備を設置しているのでしょうか。	消化ガス供給設備の再構築にてガストライヤ等を設け、除湿した消化ガスを供給します。なお、現PFI事業への消化ガス供給は除湿しておらず、また現PFI事業においても除湿設備は設置していません。
22	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	消化ガス性状が規定の範囲から逸脱したことで、「事業者が発電できず最低発電量を確保できない場合」は、維持管理・運営契約書(案)第39条の乙(事業者)の責めに帰すことができない事由に該当するものとし、事業者はペナルティから免責される理解です。	消化ガスの性状が「要求水準書」の別紙5(2)に示す実績から逸脱した場合の措置については、具体的な事象に応じて局との協議によります。
23	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	消化ガス性状が規定の範囲から逸脱したことで、「事業者は発電できたが最低発電量を確保できない場合」は、事業者の責めに帰すことができない事由によって発生した事象であるため、維持管理・運営契約書(案)第35条の要求水準未達には該当しない理解です。	消化ガスの性状が「要求水準書」の別紙5(2)に示す実績から逸脱した場合の措置については、具体的な事象に応じて局との協議によります。
24	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	消化ガス性状が要求水準書で提示される値を著しく逸脱することによって生じた発電施設の修繕費等の増加は、維持管理・運営契約書(案)第21条の「甲の責めに帰すべき事由」として整理することで協議できる理解です。 例えば、メタン濃度が要求水準書に示される濃度よりも長期間に渡り著しく低下し、低下したメタン濃度に合わせて発電することで、修繕費等が増加することがあります。	消化ガスの性状が「要求水準書」の別紙5(2)に示す実績から逸脱したことによる修繕費等の増加については、具体的な事象に応じて局との協議によります。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
25	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	事業者が消化ガス性状を測定して基準値逸脱が判明し、発電設備に損傷などの恐れがあると判断した場合は、直ちに消化ガスの受入停止を含めた協議が実施可能であることをご確認ください。	局との協議は可能です。
26	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	「局から事業者へ供給する脱硫後の消化ガス性状の代表値は、以下のとおりである。」と記載がありますが、「メタン濃度」、「硫化水素濃度」、「消化ガス熱量(真発熱量)」の年間平均性状を要求水準としてお示しいただけないでしょうか。また、年間平均性状を規定いただき、それを下回った場合は、ペナルティの対象外と考えてよろしいでしょうか。本質問の意図は、同項アに記載の消化ガス供給量及び供給圧力が要求水準書範囲内であったとしても、メタン濃度が記載の57%を下回る場合がある場合、提案値である供給電力量を確保できない場合があると認識しております。	消化ガスの性状は「要求水準書」の別紙5(2)に実績を示しており、性状の変動を考慮して提案してください。 消化ガスの性状が「要求水準書」の別紙5(2)に示す実績から逸脱した場合の措置については、具体的な事象に応じて局との協議によります。
27	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	「消化ガス性状の代表値」と記載がありますが、「代表値」とは2017年度～2021年度までの実績平均値と理解してよろしいでしょうか。また「代表値」が実績平均値であり当該年度において、その値を下回った場合(硫化水素濃度については上回った場合)、当該年度の供給電力量が要求水準書及び事業提案書に記載の提案値を下回る事象が起きた場合は、事業者の責によってその供給電力量を満たすことができなかった場合を除き、違約金等の支払いの協議に応じていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	代表値は故障時等を除いた実績値の平均値となります。 消化ガスの性状が「要求水準書」の別紙5(2)に示す実績から逸脱した場合の違約金については、具体的な事象に応じて局との協議によります。
28	12	第1	3	(2)			電気室及び監視室等	事業期間中の監視装置データの収集および保存をつかさどる設備にクラウドを活用することは、問題ないでしょうか。 なお、本機能は付加的なものであり、有無にかかわらず、設備運用が可能なものとして設計します。このため、かかる資産(クラウド)は事業者にて保有することを想定しています。事業終了後の扱い(継続・停止)は、事業終了前に貴局と協議いたします。	本施設の監視を施設内にて行えるよう、専用の監視装置を設置してください。 別途クラウドシステムを導入することは問題ありませんが、事業者資産に対する本事業費の充当は認められないため、クラウドシステムを採用する場合は、事業者は自らの負担により設置してください。
29	13	第1	4	(1)	ア		局への電力供給	「最低供給電力量:44,600kWh/日」が満たせなかった場合、維持管理・運営契約書(案)別紙5の供給電力量未達に対する措置の対象にはならない、との理解でよろしいでしょうか。	「維持管理・運営契約書(案)」の別紙5の対象とはなりません、同契約書(案)の別紙2に示す要求水準未達の場合の措置の対象となります。
30	13	第1	4	(1)	ア		局への電力供給	要求水準として供給電力量:2,200万kWh/年以上と記載ありますが、事業者からの供給電力が左記の要求水準に到達、未達に限らず、貴局と既設電力会社とのデマンド契約において超過した場合、違約金等の負担先は他公募資料を含め特段の記載がないため貴局と考えておりますが、よろしいでしょうか。	事業者が維持管理・運営契約における電力供給要件を満たしている場合、局が電力会社とのデマンド契約を超過しても事業者の負担はありません。
31	13	第1	4	(1)	ア		局への電力供給	記載の電力供給の要件として、「供給電力量:2,200万kWh/年以上」「最低供給電力量:44,600kWh/日」を達成してれば、事業提案書で事業者から提示する「電力量の提案値」に対する未達分の違約金の支払い(維持管理・運営契約書(案)別紙に記載のルール)のみと考えてよろしいでしょうか。	事業者が維持管理・運営契約における電力供給要件を満たしていない場合は、「維持管理・運営契約書(案)」の別紙2又は別紙5に示す要求水準未達の場合の措置の対象となります。
32	13	第1	4	(1)	ウ		局への電力供給	消化槽立上げ時など、消化ガス供給量が供給範囲を下回る場合、最低供給電力量(44,600kWh/日)は適応外と考えてよろしいでしょうか。	消化ガスの供給条件が満たされていない場合の措置については、具体的な事象に応じて局との協議によります。
33	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	停電時、既設の非常用発電機と同期、連系運転を行いますか。	既存非常用発電設備との同期、連系運転を行います。
34	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	非常用発電機が安定稼働しているものの局から事業者への消化ガス供給に問題(量、圧力、性状)がある場合、事業者は貴局への電力供給から免責される理解です。事業者の責めに帰すことができない事由によって発生した事象となるため、維持管理・運営契約書(案)第35条の要求水準未達には該当しないと考えます。	消化ガスの供給条件が満たされていない場合の措置については、具体的な事象に応じて局との協議によります。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
35	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	「既存非常用発電設備」とは、局所有の非常用発電設備を指すのでしょうか。同設備が安定稼働していない場合は、局への電力供給は必須ではない、との理解で良いのでしょうか。また、非常用発電機と同期をして発電電力との系統連系をするという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	系統停電時の電力供給は、消化ガス発電機が稼働可能な一定量以上の消化ガスが供給されている状況に限るという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	停電に関する項目の詳細をご教示ください。 ・停電時、接続先の負荷(始動方式含めて)、トランス等はどうような機器を想定していますか。 (負荷リスト等をご提供ください。) ・トランスに関して、ソフトスタート等の機能は必要でしょうか。	既存非常用発電設備が起動かつ負荷投入後の安定稼働している場合の電力供給を想定しているため、負荷投入の要件は求めません。 また、変圧器(トランス)において、励磁突入電流抑制開閉器等の機能は事業者提案となります。
38	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	停電時に接続先には、防災負荷が含まれるのでしょうか。 予定するガスエンジンは防災認定を受けていないため、防災負荷への電力供給が不可となります。(防災認定適用も不可となります。)	停電時、局側の防災負荷(消防負荷)への電力供給はありません。
39	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	停電時、インターロックの関係から、非発の情報や接続先遮断器等の信号を送信いただけますでしょうか。	本施設の運転管理に必要となる計装信号は提供します。詳細については、局との協議によります。
40	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	停電時、非発等より補機電源は供給いただけるのでしょうか。 (冬季、ヒータ等の負荷に電源供給されない場合、ガスエンジンの起動が出来ません。)	停電時、ヒータ等の補機類の電源は既存非常用発電設備から供給可能です。
41	13	第1	4	(1)	エ		局への電力供給	停電時、供給ガスは通常運転時と同じく十分な圧力での供給が可能でしょうか。	停電時には消化ガスの供給条件を満たさない可能性があります。消化ガス発電設備の稼働に必要な消化ガスが供給できている場合には、局への電力供給を行ってください。
42	13	第1	4	(2)	ア		局への温水供給	事業者より局へ供給する温水について、「水温:80℃程度」と記載がありますが、年間を通した「平均値」と考え、80℃程度に収束するように制御するものと考えます。	局への温水供給は、原則80℃程度となるように調整してください。
43	13	第1	4	(2)	ア		局への温水供給	日平均供給熱量から日最大供給熱量の範囲であれば、必要熱量以上でも局側にて受入可能と考えてよろしいのでしょうか。	原則、必要熱量を供給してください。 詳細な熱量調整については、局との協議によります。
44	13	第1	4	(2)	イ		局への温水供給	局より事業者へ返還する加温後の温水について、「水温:65℃程度」と記載がありますが、年間を通した平均値と考えてよろしかったでしょうか。 過去の水温の変動を確認するため、実績資料をご提示ください。	汚泥消化槽加温後の温水は、原則65℃程度となるように調整します。 水温の実績資料は提示できません。
45	13	第1	4	(2)	エ		局への温水供給	万一、日最大供給熱量を上回る熱量が必要とされる場合、使用する化石燃料の燃料費は局が負担と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	13	第1	4	(2)	エ		局への温水供給	消化ガス供給量が日平均供給量以上の場合でも、日平均熱量が315,000MJ/日(11月～4月)の要求に対しては化石燃料を使用することも可能でしょうか。	事業者提案による「化石燃料を用いずに供給できる熱量」以上であれば、化石燃料を使用することが可能です。
47	14	第1	4	(2)	オ		局への温水供給	消化ガス供給量が日平均供給量未満の場合において、温水供給において化石燃料を併用する場合に関しても、要求水準書p.13「第1総則、4事業要件、(2)局への温水供給、カ」と同様に燃料費は局が負担するものと考えてよろしいのでしょうか。	消化ガス供給量が供給範囲の下限值31,820Nm ³ /日を下回る場合において、化石燃料を使用した燃料費は局負担となります。
48	14	第1	4	(2)	キ		局への温水供給	系統停電時の温水供給は、発電機が稼働可能な一定量以上の消化ガスが供給されている状況に限るという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、本施設の消化ガス発電設備が稼働していない場合は、化石燃料を用いて温水を供給してください。
49	15	第1	5				責任分界点	別紙6に平面における責任分界点が記載されていますが、取合い部の高さについては記載がありません。本取合い箇所の詳細について、提示を頂けないでしょうか。	消化ガス配管及び温水配管の高さは、COP=T.P.+8.100mとし、取り合い点に仕切弁を設置する予定です。 詳細は当局が発注する関連工事の契約後に協議となります。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
50	15	第1	5	(2)			電力	「なお、消化ガス発電設備の停止時には、本センターから電力の供給を受ける。」とありますが、例えば消化ガス発電設備停止時に本事業の屋内消火栓設備に電源を供給することが可能と考えてよろしいでしょうか。消防法施行令第11条第3号第2号ロ(7)に「屋内消火栓設備には非常用電源を附置すること」と定義されているため、消化ガス発電の停電時にはセンター様から非常用電源として電力の供給を受けることが可能と解釈しております。	本施設内に屋内消火栓設備が必要な場合には、本事業にて非常用電源を確保してください。
51	15	第1	5	(2)			電力	屋内消火栓設備の非常用電源の取扱いについて所管消防署との事前協議は可能でしょうか。不可能の場合、消防協議により非常用電源の確保の方法等に変更があった際には協議に応じて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業提案書提出前の所轄消防署との事前協議については不可とします。消防協議により、事業提案時に予期することができず、設計変更が必要となった場合には、設計・建設契約に従って対応します。
52	15	第1	5	(3)			計装信号	消化ガスタンクのガス貯留量を検知する信号を事業者へ頂くことは可能でしょうか。	本施設の運転管理に必要な計装信号は提供します。詳細については、局との協議によります。
53	15	第1	5	(3)			計装信号	計装信号の「発電電力」と「送電電力」とは、発電電力は各発電機の計測値とし、送電電力とは自己消費分を差し引いた値(既設受電設備へ送電している電力)と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	15	第1	5	(3)			計装信号	供給熱量の測定に関しては「検定付き」の記載がありません。ガス流量計設置の際は、検定なしでよい理解です。	ご理解のとおりです。
55	15	第1	5	(3)			計装信号	既設受電設備より「停電」信号は出力可能でしょうか。	本施設の運転管理に必要な計装信号は提供します。詳細については、局との協議によります。
56	15	第1	5	(3)			計装信号	既設との計装信号の取り合いは中継端子盤ではなく、計装コントローラ盤としてもよろしいでしょうか。 (中継端子盤を設けず、計装コントローラ盤を責任分界点とさせていただきます。)	計装信号は中継端子盤にて取り合います。
57	15	第1	5	(3)			計装信号	本事業の運転管理に必要なため、下記計装信号を追加してください。 ・局の温水タンク液位レベル ・局の温水タンク温度 ・局のガスホルダレベル	本施設の運転管理に必要な計装信号は提供します。詳細については、局との協議によります。
58	15	第1	5	(3)			計装信号	必要となる計装信号は、検定付きの計装機器である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	計装信号については、ご理解のとおりです。
59	16	第1	5	(3)			計装信号	今回の建屋計画の自動火災報知設備につき消防法的要求がなく設置しない場合は、火災報知信号はありませんがよろしいでしょうか。	火災報知設備については、消防協議及び関係法令を遵守し対応してください。
60	16	第1	5	(4)			温水	要求水準書別紙6には、温水の責任分界点以降、既設温水タンク側へ向かう供給ラインと消化槽加熱後の循環(返送)ラインが記載されていると考えます。 設計の参考といたく責任分界点以降の既設温水ラインがわかるフローシート、配管ルート図をご提示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 既存の温水供給のフローは補足資料において提示しています。 なお、局の温水設備は再構築を行うため、再構築後の仕様を記載したフローを改めて補足資料として提供します。
61	16	第1	5	(4)			温水	季節変動に伴い、消化槽の加熱に必要な熱量が変動するため、事業者から局へ供給する温水の流量も変動します。 事業者から局へ供給する温水流量の変動に応じて、同流量の温水を局から事業者へ返送いただける理解でよろしいでしょうか。	本施設からの温水供給は局の温水タンクで貯留後、消化槽の熱交換器に送るため、温水の戻り流量は本施設からの温水供給量と同じとは限りません。詳細については、改めて補足資料として提供するフローをご参照ください。
62	16	第1	5	(5)			上水	要求水準書p.16「5責任分界点、(5)上水」には、給水量が1m ³ /hと記載されています。要求水準書別紙6に接続可能な上水管として、事業用地周辺の既設上水配管が2か所記載されています。どちらか片方の既設上水配管から1m ³ /h給水することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	16	第1	5	(7)			三次処理水	三次処理水槽の水位レベル信号をいただくことは可能でしょうか。	本施設の運転管理に必要な計装信号は提供します。詳細については、局との協議によります。
64	17	第1	5	(8)			生活排水、プラント排水及び雨水排水	生活排水及びプラント排水を新着水井へ接続する配管は、新着水井施設内にて埋設配管としてではなく、屋内配管として設置すればよろしいでしょうか。 設計にあたり新着水施設内部が分かる配管平断面図および排水の接続場所がわかる図面をご提示ください。	生活排水及びプラント排水は屋外配管とし、配管ルートの詳細は事業者提案となります。新着水井の図面を改めて補足資料として提供します。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
65	17	第1	6	(1)			景観等への配慮	大田区景観計画(産業促進市街地、空港臨海部景観形成重点地区)が適用されない規模の施設となる場合には、景観計画上の協議や届出は実施しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	23	第2	3	(3)			施工計画書	要求水準書p.9「第1総則、2基本条件(2)関係法令及び基準・仕様等、イ 基準・仕様書等」には、「土木工事標準書」、「建築工事標準仕様書(水再生センター・ポンプ所用)」及び「設備工事標準仕様書」の記載はありませんが、施工計画書を作成する時のみ参考とすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	26	第2	3	(11)			施工ヤード	工事期間中、別紙13に示された施工ヤードにおける仮囲いは必要でしょうか。	安全対策として設置する防護柵等については事業者提案によります。
68	26	第2	3	(11)			施工ヤード	工事期間中、別紙13に示された施工ヤード以外に、工事車両(乗用車)の駐車スペースを貸与いただくことは可能でしょうか。	局との協議によります。
69	27	第2	4	(1)	ア	(ア) (イ)	配置計画	事業用地外の更地化範囲は既設構造物撤去後、表層土転圧程度で考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	27	第2	4	(1)	イ	(オ)	計測機器	ばい煙発生施設に該当する場合、規定されている項目を定期的に計測します。これは計装機器を事業地内に設けるのではなく、法律、条例に基づく頻度の外部分析機関におけるサンプリング・分析でも問題ないと考えますが、よろしいでしょうか。	法令等で定められた測定頻度や測定方法等に従って対応してください。
71	27	第2	4	(1)	イ	(オ)	計測機器	ばい煙発生施設に関して「ばいじん」の総量規制について、環境確保条例による規制の都内全域の工場・指定作業場に設置されるばい煙施設のうち、工場①総排出量に係る基準、もしくは②ばい煙施設に係る基準のいずれが適用されるでしょうか。 見積設計段階での検討が必要なため、既に提出済みのばい煙発生施設に関する届出書類を開示ください。	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、ばい煙発生施設の規制に該当する施設はありません。「ばいじん」に係る工場もしくは指定作業場の規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。
72	27	第2	4	(1)	イ	(オ)	計測機器	ばい煙発生施設に関して「いおう酸化物」の総量規制について、総量規制基準の適用地域(特別区)として、規制対象の窒素酸化物に係るばい煙発生施設に掲げる施設(非常用のものを除く)の定格原燃料使用量(重油換算)の合計が1kL時以上の工場・事業場が適用されるでしょうか。 見積設計段階での検討が必要なため、既に提出済みのばい煙発生施設に関する届出書類を開示ください。	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、ばい煙発生施設の規制に該当する施設はありません。「いおう酸化物」に係るばい煙発生施設に対する総量規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。
73	27	第2	4	(1)	イ	(オ)	計測機器	ばい煙発生施設に関して「窒素酸化物」の総量規制について、総量規制基準の適用地域(特別区)として適用する工場・事業場のうち、全てのいおう酸化物に係るばい煙発生施設(非常用のものを除く)の定格原燃料使用量(重油換算)が、300L時以上の工場・事業場が適用されるでしょうか。 見積設計段階での検討が必要なため、既に提出済みのばい煙発生施設に関する届出書類を開示ください。	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、ばい煙発生施設の規制に該当する施設はありません。「窒素酸化物」に係るばい煙発生施設に対する総量規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。
74	27	第2	4	(1)	イ	(カ)	計測機器	「その他局が必要と認める項目」と記載されておりますが、新着水井に放流する生活排水量は計測対象に含まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	28	第2	4	(2)	エ		配管	本施設に供給する消化ガス配管、温水配管の保温有無をご教示ください。	消化ガス管の保温材の取付けはありません。温水管には保温材を取付けます。
76	28	第2	4	(2)	エ		配管	上水配管の配管材質をご教示ください。	既存の上水管の管種はVPです。
77	29	第2	4	(3)			電気設備に関する要求水準	避雷針の設置は事業者判断としてよろしいでしょうか。	避雷針については、関係法令を遵守し対応してください。
78	29	第2	4	(3)	イ	(ア)	基本事項	既設受電設備との取り合いは二重母線にする必要はありますでしょうか。	二重母線は不要です。
79	29	第2	4	(3)	イ	(ア)	基本事項	逆潮流レーと系統連系レーは、事業者所掌外として既設受電盤に設置されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	30	第2	4	(3)	ウ	(オ)	手元操作盤	手元操作盤の設置は必須でしょうか。	原則、手元操作盤は設置してください。
81	31	第2	4	(3)	カ		監視制御設備	監視制御設備は記載項目以外に、特殊な帳票や設備仕様の追加要求はありますでしょうか。	事業者提案によります。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
82	31	第2	4	(4)	ア		事前調査	事業契約後の事前調査については、着手時期に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	基本契約締結後の事前調査については、着手時期に制限はありませんが、事前に局と協議が必要です。
83	31	第2	4	(4)	ア	(ア)	事前調査	別紙3(1)に示された測量資料について、土量算定の根拠となる定量的な測量データをご提示願います。	基本契約締結後に別紙3(1)の測量資料のデータを提供します。
84	31	第2	4	(4)	ア	(イ)	事前調査	別紙4に示された地質データについて、柱状図以外に、土質室内試験結果をご提示願います。	土質室内試験結果はありません。必要に応じて調査してください。
85	31	第2	4	(4)	ア	(ウ)	事前調査	事業用地外の更地化範囲に埋設されている埋設物についても、別紙16(1)に示す通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	32	第2	4	(4)	イ	(ウ)(エ)	場内整備	生活排水とプラント排水は、下水排除基準値内であれば、事業地内で合流させた後に既設の新着水井へ接続してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	32	第2	4	(4)	イ	(オ)	場内整備	雨水排水のレベル・勾配・接続位置の確認のため、別紙6に示された雨水管の平面図・縦断図をご提示願います。	雨水管の管底レベルは、別紙6に記載してあります。雨水管の縦断図を改めて補足資料として提供します。
88	32	第2	4	(4)	ウ	(ア)	更地化(造成)	建設残土の処理先は、「東京都建設発生土再利用センター」指定でしょうか。	局との協議によります。
89	32	第2	4	(4)	ウ	(カ)	更地化(造成)	周辺地盤同等レベルについて、南側道路のレベルTP+5.0mを想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	33	第2	4	(5)	ア	(イ)	関連法規	消防法で火災報知設備の法的要求がない場合は設置を考慮しておりませんがよろしいでしょうか。	火災報知設備については、消防協議及び関係法令を遵守し対応してください。
91	33	第2	4	(5)	イ	(ア)	事業用地	別紙16(1)に示されるφ800DIP(A送水管工事)とφ1200DIP(B送水管工事)の埋設深さおよび板厚をご提示願います。	配管の土被りは1.2mを予定しています。
92	33	第2	4	(5)	イ	(ア)	事業用地	別紙16(1)に示される既存防護壁の仕様、深度についてご提示願います。	既存防護壁の詳細な仕様は分かる資料はありません。既存防護壁の上端の深度等については、水処理施設のしゅん工図を改めて補足資料として提供します。
93	33	第2	4	(5)	イ	(ウ)	事業用地	既往近接工事(盛土設置、直上の既存水処理施設、既存防護壁設置など)について東日本旅客鉄道(株)や東京モノレール(株)と行った実績(協議、調査、工事、計測)をご提示願います。	提示できる資料はありません。
94	33	第2	4	(5)	イ	(ウ)	事業用地	各項目に、「関係機関と協議の上、決定する」等の記載がありますが、協議の上、要求水準書に記載が無く、提案内容と乖離があった場合は、費用清算の対象と考えてよろしいでしょうか。	関係機関との協議の上、設計条件を変更する場合には「設計・建設契約書(案)」に基づき、局との協議によります。
95	33	第2	4	(5)	イ	(エ)	事業用地	大田東幹線および大田西幹線の設計への影響について、具体的な検討項目(幹線直上に杭打設不可など)をご提示願います。	幹線に影響の無いように設計・施工してください。詳細は、局との協議によります。
96	33	第2	4	(5)	ウ	(オ)	建築計画	計画通知書の提出から「確認済証」の受取りまでの大よその期間をご教示願います。	計画通知書の提出先における審査内容によります。
97	36	第2	6	(2)			完成検査	電気事業法に基づく電気工作物の使用前自主検査、監督官庁による使用前安全管理審査を実施するとありますが、電気事業法等に基づき対象外の場合は実施しないということではよろしいでしょうか。	電気工作物の使用前自主検査及び使用前安全管理審査については、関係法令を遵守し対応してください。
98	37	第3	1	(1)	オ		維持管理・運営方針	事業期間中の局に提出する書類の保管は、電子データで行うことでもよろしいでしょうか。	局との協議によります。
99	37	第3	1	(2)	イ		維持管理・運営体制	総括責任者の常駐は不要、との理解で宜しいでしょうか。	総括責任者は常駐してください。
100	37	第3	1	(2)	ウ		維持管理・運営体制	「事業者は年間を通じて常駐監視を行い、24時間監視・管理可能な勤務体制を確立する」とありますが、人数の制約はありますか。	人数の制約はありませんが、安定的に維持管理・運営ができる体制にしてください。
101	37	第3	1	(2)	ウ		維持管理・運営体制	「事業者は年間を通じて常駐監視を行い、24時間監視・管理可能な勤務体制を確立する」とありますが、クラウドシステムによる場外からの遠隔監視は可能でしょうか。	本施設の監視を施設内にて行えるよう、専用の監視装置を設置し、監視員を常駐してください。
102	37	第3	1	(2)	エ		維持管理・運営体制	法令(電気事業法)に従い電気主任技術者を選任しますが、その他の追加条件がありましたらご教示願います(専任、常駐等)。	電気事業法における設置者は事業者となるため、法令等に従って専任や常駐等を判断ください。
103	37	第3	1	(2)	エ		維持管理・運営体制	「電気事業法に基づく電気主任技術者を選任し」とありますが、常駐義務はありますか。	電気事業法における設置者は事業者となるため、法令等に従って専任や常駐等を判断ください。
104	38	第3	1	(5)			ユーティリティ	局から有償で電力の供給を受ける場合の単価をご提示願います。見積のための事業期間中単価の考え方および過去の実績について、ご教示ください。	電力は無償で支給します。「要求水準書」P.38第3_1_(5)ユーティリティの記載を訂正します。後日、再掲します。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
105	40	第3	2	(6)	ア		維持管理・運営状況の確認	日報、月報、年報の提出は電子データでもよろしいでしょうか。	局との協議によります。
106	41	第3	3	(1)			事業終了を見据えた本施設の機能確認	維持管理・運営期間終了5か年前を目途に、設備の劣化状況を報告のうえで、本施設の取り扱いを協議します。 この時、事業者の判断基準において、事業者が事業期間中を適切に運用できると判断できる設備状況であれば、貴局から健全度の要求はない理解です。	ご理解のとおりです。
107	別紙2						事業用地(拡大図)	別紙2に示される事業用地周辺図において、「東処理施設の敷地境界線」はどこか明示をお願いします。	敷地境界線は、別紙1の一般平面図に一点鎖線で示しています。
108	別紙3	(1)					事業用地測量資料	別紙3(1)に示された測量資料について、土量算定の根拠となる定量的な測量データをご提示願います。	基本契約締結後に別紙3(1)の測量資料のデータを提供します。
109	別紙4	(2)					ボーリング柱状図	別紙4に示された地質データについて、柱状図以外に、土質室内試験結果をご提示願います。	土質室内試験結果はありません。必要に応じて調査を行ってください。
110	別紙5	(2)					消化ガス性状実績	令和2年6月・1月にメタン濃度、真発熱量、硫化水素濃度が変動しておりますが、想定される原因をご教示ください。	設備等の不具合に起因する原因ではありません。なお、汚泥投入の状況でメタン濃度等は変動することがあります。
111	別紙6						消化ガス、温水、上水、生活排水／プラント排水及び雨水排水接続位置の責任分界点及び敷設状況	雨水排水のレベル・勾配・接続位置の確認のため、別紙6に示された雨水管の平面図・縦断図をご提示願います。	雨水管の管底レベルは、別紙6に記載してあります。雨水管の縦断図を改めて補足資料として提供します。
112	別紙6						消化ガス、温水、上水、生活排水／プラント排水及び雨水排水接続位置の責任分界点及び敷設状況	要求水準書別紙6には、温水の責任分界点以降、既設温水タンク側へ向かう供給ラインと消化槽加熱後の循環(返還)ラインが記載されていると考えます。設計の参考といたく責任分界点以降の既設温水ラインがわかるフローシート、配管ルート図をご提示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 既存の温水供給のフローは補足資料において提示しています。 なお、局の温水設備は再構築を行うため、再構築後の仕様を記載したフローを改めて補足資料として提供します。
113	別紙6						消化ガス、温水、上水、生活排水／プラント排水及び雨水排水接続位置の責任分界点及び敷設状況	責任分界点における温水管、消化ガス管は埋設での取り合いでしょうか？	温水管、消化ガス管は地上部で取り合います。
114	別紙6						消化ガス、温水、上水、生活排水／プラント排水及び雨水排水接続位置の責任分界点及び敷設状況	要求水準書p.16「5責任分界点(5)上水」には、給水量が1m ³ /hと記載されています。要求水準書別紙6に接続可能な上水管として、事業用地周辺の既設上水配管が2か所記載されています。どちらか片方の既設上水配管から1m ³ /h給水することが可能という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	別紙6						消化ガス、温水、上水、生活排水／プラント排水及び雨水排水接続位置の責任分界点及び敷設状況	生活排水及びプラント排水を新着水井へ接続する配管は、新着水井施設内にて埋設配管としてではなく、屋内配管として設置すればよろしいでしょうか？設計にあたり新着水施設内部が分かる配管平面図および排水の接続場所がわかる図面をご提示ください。	生活排水及びプラント排水は屋外配管とし、配管ルートの詳細は事業者提案となります。新着水井の図面を改めて補足資料として提供します。
116	別紙15						更地化範囲	更地化範囲から要求水準書内で明示されていない障害物が確認された場合、それに関する協議・撤去・運搬・処分費用は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計条件を変更する場合には「設計・建設契約書(案)」に基づき、局との協議によります。
117	別紙16	(1)					事業用地平面図(地下埋設物)	事業用地外の更地化範囲に埋設されている埋設物についても、別紙16(1)に示す通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	別紙16	(1)					事業用地平面図(地下埋設物)	別紙16(1)に示されるφ800DIP(A送水管工事)とφ1200DIP(B送水管工事)の埋設深さおよび板厚をご提示願います。	配管の土被りは1.2mを予定しています。
119	別紙16	(1)					事業用地平面図(地下埋設物)	別紙16(1)に示される既存防護壁の仕様、深度についてご提示願います。	既存防護壁の詳細な仕様が分かる資料はありません。既存防護壁の上端の深度等については、水処理施設のしゅん工図を改めて補足資料として提供します。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
120	別紙16	(2)					事業用地縦断図	事業予定地に隣接する貨物トンネルにおいて、既存防護壁を既設構造物防護工に流用できるものと考えますが、よろしいでしょうか。また、流用できない場合や東日本旅客鉄道株式会社との事前協議の結果により追加となる対策工については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	既存防護壁の詳細な仕様が分かる資料はありません。既存防護壁の上端の深度等については、水処理施設のしゅん工図を改めて補足資料として提供します。また、局と東日本旅客鉄道株式会社との事前相談の結果、防護壁は連壁(杭ではなく連続していること)でないため、近接程度Ⅱとして変位、変形量を推定、許容変位量と比較して設計・施工を行う必要があります。設計条件を変更する場合には「設計・建設契約書(案)」に基づき、局との協議によります。